

電力広域的運営推進機関 評議員会（2020年度第5回）議事録

1. 開催日時：2021年3月25日（木）16：00～18：00
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
 - (1) 議決事項
 - 第1号議案 2021年度供給計画の取りまとめについて
4. 出席者
 - (1) 評議員（14名中11名出席）

野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員、山地評議員
 - (2) 電力広域的運営推進機関

金本理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、松原計画部長
5. 議事の経過及び結果

●都築理事

只今から、2021年度第5回評議員会を開会したいと思います。前回に引き続きまして今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像それから音声について支障がございますようでしたら、おっしゃっていただければと思いますが、現時点では大丈夫でしょうか。随時不都合がございましたらおっしゃっていただければと思います。それでは、始めたいと思います。まず、定足数の確認でございます。現時点で14名中11名の評議員の先生方にご出席をさせていただいております。定款第45条第1項に定める過半数に達しています。それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。資料は事前にお送りさせていただいております。本日の議案、資料につきまして議事次第に記載のとおりでございます。特に不足等がございましたら、おっしゃっていただければと思います。不足がある場合には電話・メール等フォローさせていただきたいと思っております。また、ご発言の際ではございますが、オンラインでということもございますので、お名前を名乗っていただき議長からご発言の許可を受けてからご発言いただきますようお願いしたいと思います。それでは、以降の議事につきましては野間口議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○野間口議長

皆さんご苦労様です。それでは議事に入りたいと思っておりますが、議案に先立ちまして定款52条に定める議事録署名人を指名いたします。村上評議員と山地評議員をお願いいたしますが如何でしょうか。

○村上評議員・山地評議員

はい。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは早速、議案の審議を行います。第1号議案が、「2021年度供給計画の取りまとめについて」であります。事務局より説明をいたします。

●松原計画部長

それでは、第1号議案2021年度供給計画の取りまとめについてご説明申し上げたいと思います。まず、本資料でございますがこの情報は未だ公表前のものがございます。また、内容的に機微な情報も含まれておりますので取り扱いにはご注意ください、よろしくお願い申し上げます。それでは、資料の中身ご説明いたします。

今回、供給計画を取りまとめにあたっての所で3頁をご覧ください。これは本機関の役割を簡単にご説明しているものがございます。本機関、電気事業法29条に基づいて電気事業者が作成する10ヶ年の計画、これについて取りまとめを行う訳でございますが、その中で電力需給の見通しであるとか、或いは電源や送電線の開発計画等について確認してその結果を公表するものがございます。その過程で課題等に関しまして国に届け出る際に意見をすることによりまして、安定供給の確保や必要な制度的措置の検討に繋げていくものがございます。

5頁をご覧ください。昨年度おこなってございました供給計画の振り返りをまずご説明させていただきます。前回2020年度供給計画につきましては、今後10ヶ年におきまして安定供給の目安である予備率が8%以上あることを確認しておりました。ただし、外部電源の新たな休廃止によりまして、左下字が小さいですが黄色い折れ線の至近3カ年の所が少し低めの水準になっていることがご確認いただけると思いますが、直近3カ年においては需給バランスが厳しく、またその中でも需要のピーク期、特に冬でございますが、冬季においては予備率に余裕の無いエリアが存在していることを確認していたものがございます。併せまして、前回、供給計画を取りまとめるにあたって抽出された課題が6頁にございますが、7頁の所で回答・対応について併せてご説明させていただきます。

7頁をご覧ください。只今3つ前回上げておりました。1つは安定供給確保に向けた電源の補修停止調整の重要性で、簡単に申しますとピーク時期に電源の補修停止を避けることを全事業者に対して我々は要請を行ってまいりました。それに対して結果としては補修量が増加する傾向にございます。これは後程ご説明申し上げます。

2点目は容量市場開設後の供給計画のあり方で、昨年容量市場のオークションがはじまりましたが、今後供給計画10カ年において至近の4カ年は容量市場を通して供

給力が確保されていると、即ち5年後以降10ヶ年のところに関しては、容量市場に入札される応札されるポテンシャルがあるのかどうかを見ていく所が重要な位置付けになっていくことを考えております。そういったことから発電事業者の休廃止情報などを一般送配電事業者と共有することで、より安定供給に不可欠な電源が休廃止していないことを確認し、安定供給の確保状況の数を高めることに務めてまいりました。

3点目でございます。8頁をご覧ください。これは流通設備・送配電設備に関する課題でございます。送配電設備の高経年化がどんどん進んでまいりまして、その物量も増えていくという課題がございます。これに関しましては設備が抱えるリスク量というものを定量的に全国統一のものさしで計って、適切に設備が更新していけるようにガイドラインというものを我々は今作成にしております。現在、一次案の取りまとめるところまで進めておりますが、今後引き続きこれを運用できるまで完成にもっていきたい形で今活動している所でございます。以上が前回の供給計画の振り返りでございます。

以降、今回の供給計画に関しましてご説明申し上げたいと思います。11頁の目次で表しておりますが、この流れに沿ってご説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。まず電力需要想定に関しまして12頁をご覧ください。向こう10カ年の需要の想定でございますが、結論から申し上げますと下のグラフのオレンジの点線のところのように、緩やかな減少傾向になると我々は想定しております。その理由といたしましては経済規模の拡大や電化の進展これは増加要因としてあるかと思っておりますが、それをやや上回る形で、人口の減少であるとか省エネの進展というものが出てくると思っておりますので、緩やかな減少傾向と想定しているところでございます。

一方、それに対して供給力というものをどの様に評価しているということが、これからご説明申し上げますが、その前に今回から供給計画を取りまとめるにあたりまして、信頼度評価の在り方を少し変えておりますので、何をどう変えたのかというところをからまずご説明申し上げたいと思います。

14頁をご覧ください。まず信頼度評価基準ということで供給信頼度に関しまして供給信頼度とは停電の起こりづらさを数値で表したものでございますが、下に図がございますがこれまでは左側の図のように電源に関しましては、火力とか水力とか安定的に大半の発電機が安定的な出力が出せるという前提のもと、黒い線が需要を表しているものでございますが、需要が一番大きくなる所最大になるところ、ここの部分が予備力8%以上と書いておりますが、予備率が最小になる断面になるという、こういった考えのもと、この部分を評価してきたというのがこれまでの考え方でございます。一方最近の状況変化といたしまして太陽光発電等の導入量が拡大してきておりますが、これにより右のような図のように供給力自身も時間によってその出力が変わってくると、そうしますとどういうことが起こるかというところ、必ずしも需要が最大ではないところが予備率は一番厳しくなってくる。こういった状況変化、需要も変動するけれども供給力も

変動すると、こういったことからより時間断面をきめ細かく評価する必要が出てきたのが状況変化でございます。

こういった状況変化に対応するため 15 頁をご覧くださいと思いますが、今回から供給信頼度を評価する基準といたしまして右下に E U E 評価がございますが、こういった評価指標を我々導入して今回から評価しています。これは簡単に対外的に申しますと、今までは左側の図のようにある 1 点着目して信頼度評価しておりましたが、今回から年間を通して信頼度を評価していく形になります。具体的にはリード分の 2 行目がございますが、1 年間例えば 1kW の電気を 8,760 時間使用した場合に、年間停電確率論的に停電量がどの位になりそうかということの評価するものでございます。その指標として基準になる指標といたしましては、リード分真ん中、中盤でございますが年間、例えばの 1kW 電気を 8,760 時間 1 年間使うと 8,760kWh 使うこととなりますが、そのうち 0.048kWh が確率論的に停電する、この 0.048kWh 以内になっているかどうかをいうところを一つの基準として評価する指標を導入しております。今、kWh という量の概念でご説明いたしましたが、ご参考といたしましてリード分一番下に参考と記載しましたが、例えばこれを停電時間という形で評価すると、表現するとすれば、大体年間で 3 分程度に相当するというのが一つの見方でもございます。こういった今回は指標に基づいて評価をいたしました。

また、16 頁、これは昨年まで行っておりました従来の評価指標、評価の仕方でございますが、昨年までは至近 2 ヶ年のところに関しましては月別・エリア別で予備率のパーセントを評価する手法やり方を導入しておりました。ただ今回も先程ご紹介いたしました E U E 評価に加えまして、補完的な評価としてこの見方も引き続き導入しております。これを補完的な評価として入れております理由といたしまして、それが 17 頁をご覧くださいと思いますが、E U E 評価の特性といたしまして信頼度評価指標というのは年間を通して平均的に信頼度がどうかということの評価して見るということでございます。例えば下に図が 2 つございますが、左の図のような形で青い縦棒の棒グラフがそれぞれ 1 年間を通して見た時に各月の予備率を表していると思ってご覧ください。右側の図は、年間平均して大体どの月も同じくらいの予備率があると、一定の基準値以上あればこれも E U E の評価として信頼度を満たすという結果が出てまいります。右側のように少し予備率に偏り、年間で見ると少し偏りが出て、ある月に関しては少し予備率が薄いということが出て、ただ他の所でそれなりの予備率がある。こういった中で平均的に一定の基準を満たしていれば、これも E U E 的にはシナリオを満たすということで評価されます。ただこういった偏りがあるのかないのかということを見るために補完的に従来の月々のパーセンテージも見る手法も残しているものでございます。

その結果についてご報告いたします。19 頁をご覧ください。19 頁が kW の見通しですがこれから 10 年間の E U E 評価という中で評価した結果でございます。結論から申しますと 10 年間のうち 2026 年以降のところ、九州のところはピンク色にマッチングさ

れておりますが、このところで先程申しました 0.048kWh、0.048 という数値を上回っているところが見受けられたところでございます。これは 2026 年度から九州エリアにおいて一部の大型電源の供給力が、供給力が供給力として現時点として見通せなくなるということによるものでございます。これにつきましては中長期的にこれから未だ 6 年先のところで容量市場において、これから供給力確保がなされていくことになると思いますが、中長期的な電源開発動向というものを注視しつつ、今後の供給計画において更に再精査していくことを見極めてまいりたいと思います。また、一方で手前の 2021 年度と 2022 年度、ここに関しましては 0.048 という数値以内で全て収まっている状況でございますが、ここに関して補完的に見るとどういう形になって今回確認されたかというところをご報告いたします。

21 頁をご覧ください。まず 21 年度のところがこれが補完的に確認した結果でございます。赤字のところは 8% を下回っているところでございます。例えば 2 月のところにおきましては東京から九州エリアにかけて全体として 5.8% ということで 8% を下回っている、予備率が薄いということが確認されております。

また、22 頁は 2 年度目の 2022 年と同じような形で確認している結果でございますが、ここに関しても赤字で表示しているところが 8% を下回っている形で確認されたところでございます。

23 頁は沖縄エリアだけを補完的に見た結果ですが、沖縄エリアは単独系統で沖縄エリアだけを評価する軸がございますので、これだけ別に評価している訳でございますが、沖縄に関しては問題ない結果でございます。ここから考察に入らせていただきます。

先程 2021 年のところに関しましては数字が赤字のような形で 8% を割っていることをご紹介いたしました。例えば 8% 割っているときのボリューム感が % ではなくて kW で表すと、どれくらいのボリューム感かというものを表したのが 24 頁でございます。ご覧の通り、例えば 2 月のところですと東京から九州エリアにかけてトータルで 284 万 kW くらいのギャップが生じていると 8% との差といえば、それくらいのボリューム感としてご覧いただければと思います。

同じく 2020 年度は 25 頁のようにご覧の形で kW の数字で表したボリューム感です。このような形で見て取れる訳ですが 2021 年度についてもう少し考慮していきたいと思いますが、2021 年度の部分に関しましては昨年度の結果においては 8% を超えていた訳でございますが、今回は 8% を割っている場面がある、ここにつきまして、昨年度と今年度で何がどう変わったのかこのような形で需給バランスが変わってきたのかということをご説明させていただきたいと思っております。

26 頁をご覧ください。26 頁は昨年度と今年度の供給計画において需要がどのように想定として変わったのか表しているところでございます。結論から申しますと右下の赤く囲っているところをご覧いただければと思いますが、1 月と 2 月、冬におきましては昨年度に比べますとおおよそ 100 万 kW 程度需要は低くなるというふうに見ております。即ち

需給バランスですがよくなる方向の変化でございますが、ただ一方で供給力はどうかと見方をしているのが 27 頁でございます。供給力に関して昨年度と今年度の差を見ますと、まず右下のところ赤枠をご覧頂ければと思いますが、例えば 1 月であればトータルで 396 万 kW、2 月であれば 550 万 kW という形で、供給力も大きく減少している。即ち需要も減少しているのですが、それ以上に供給力が減少することによって昨年度に比べて今年度の方が、需給バランスが悪くなっているように見えているということが見て取れるという状況でございます。

供給力の減少というものが一体どのような形で減少しているか、これは一体どういうことなのかというところを 28 頁で表しておりますが、結論から申しますと電源のメンテナンス、いわゆる電源の補修等及び電源の休廃止がこのような形で供給力の減少という形で表れているというふうに我々は分析しています。28 頁は電源の補修に関するところでございます、2 つグラフがございますが上段は今年度今回の供給計画において 2021 年度に計上されている補修量、これが昨年度と比べてどうかというのが下段側のグラフでございます。特にここで着目していただければと思いますのが 1 月と 2 月のところ、下段のグラフをご覧頂きますと、1 月、2 月のところは昨年度と比べると補修量が増加しているところが見てとれます。この分の供給力が薄くなったひとつの要因かとみております。

また 29 頁をご覧いただければと思いますが、29 頁は 2021 年度から休廃止される電源の計画のボリュームでございます。表の一番右下のところ 495 万 kW の数字がございますが、これが 2021 年度から供給力として計上されなくなるボリュームでございます。但しこれは昨年度からもある程度計画は計上されておまして、本年度の供給計画において新たに新規という形で計上されたボリュームは少し左に 195 万 kW という数字がございますが、この分、およそ 200 万 kW 分が昨年よりも休廃止のボリュームとして増加したところでございます。このように保守停止と休廃止というものが昨年よりもボリュームを増しているところが供給力の減少に繋がるものと考えております。これがどのような形で表れてくるかというところの考察でございます。

30 頁をご覧ください。これは小売事業者及び発電事業者の供給力のフォートポリオがどのような形で見えるかということ进行分析したものでございまして、左側に図がございますが供給力の買い手が小売事業者、売り手が発電事業者と見た場合、お互い相対契約に基づいて供給力を売買するというのは、お互い同じ量が計画として計上されます。我々着目しましたのは相対契約以外のもの例えば小売ですと未確保分という形で青い部分がございますが、これはこれから相対契約を結びに行く、小売事業者としての需要はあるものの供給力はこれから確保しに行く、それは即ち相対とか例えばスポット市場とか、そういったところで確保する予定の物量が計上されているもの、発電側のところはオレンジの発電余力のところ、これは文字通り発電事業者として発電できる準備があるのですが相対契約等がないので余力として計上しているというもの、この青とオレンジの

部分を月別にボリュームとして表したのが右側のグラフでございます。このうち着目するところとしては、赤い点線で囲っているところに我々着目している訳でございますが、1月、2月におきましては青い方がオレンジを上回っております。これは何を意味しているかと申しますと仮に小売事業者が青い部分の物量を全てスポット市場に買いにいったとした場合、また、これも仮にではございますがオレンジの発電余力がすべてスポット市場で売りに出されてとしても買いの量の方が上回るような形に見えているということ、データの的にはこういった形で見受けられるのがこの着目点でございます。我々こういった状況を公表していくことによって、小売事業者及び発電事業者が更なる供給力の追加的確保に動いていただくことを期待してこのようなデータの整理をおこなっているところでございます。ここでkwに関するところのまとめを一旦させていただきます。

31 頁をご覧ください。このご説明の通り E U E 的には基準を短期の部分ですが E U E 的に基準を満たしていても 2022 年の 2 月の冬においては、やはり予備率が 8% を下回っていることを確認しております、もしこのまま対策をせず冬季の高需要期を迎えてしまうと、需給ひっ迫となる可能性も否定できないというふうに考えております。このためまず、我々としたしましては電源の補修停止、その時期などを調整できないかという調整可能な計画はないかということ、今事業者と確認しつつ追加供給力として計上できるものがないか調整を行っているところでございます。またこういった取り組みを継続して、更なる予備率の改善に繋がりたいと思っておりますので、それでも駄目な状況が見受けられれば、例えば電源入札という仕組みを用いるなどして万全を期したいと思います、まずはこういった追加的な供給力の掘り起こしというものを調整していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして kWh の見通しについてご説明申し上げます。これはこの 1 月のひっ迫を受けてこれ以上にしっかり kWh バランスを見ていく意味で今回まとめているものがございますが、33 頁をご覧ください。kWh バランスにつきましては、気象の見通し冬季の需要予測に参照するための情報が揃いつつ且つ燃料の追加調達と一般的には利用タイム 1、2 ヶ月でございますが、こういった追加調達も考慮しつつ、そういったところ適したタイミングとして毎年秋に我々電力需給検証を行っておりますが需給検証のタイミングで kWh バランスについても評価を行いつつ、その後、需要期に向けて継続的にモニタリングを行って結果の公表を行っていきたくと思っております。そのため今回の供給計画の取りまとめにおいては、現時点での年間の kWh バランスを確認して公表していくことで事業者の対応に繋げるということを行っていきたくと思っております。

今回その結果が 34 頁でございます。真ん中のグラフをご覧くださいただければと思いますが、青い線が送配電の想定需要でございます。それに対してオレンジの部分の供給力の計画値でございますが、見ていただきますと青いところよりもオレンジのところを下回っている断面がございます。これは数%程度下回る断面が見受けられるところでござい

ます。ということから我々は計画値を起点に、これから実需給段階に向けて小売事業者については計画的な供給力の調達、発電事業者については燃料の追加調達による供給力の追加、増加というものを期待して、こういった情報を出していきたいと考えております。

また 36 頁をご覧ください。これは先ほど kW でご説明いたしましたと同じように kWh というバランスの中でも同じように小売りの未確保と発電の余力を表したものでございます。kWh というバランスにおきましても点線の囲っているところで、市場で例えると買いの方のボリュームが大きくなっている断面が見受けられるところでございます。これまで以上のところで需給バランスのまとめをさせていただきたいと思っております。

38 頁をご覧ください。先程申しましたように kW に関しましては短期のところは E U E の基準を満たしている、長期は九州で基準を超過しているところがございます。また補完的な見方をしますと短期のところでは予備率が 8% 下回る断面がございました。また kWh の見通しという意味では想定需要に対して数%程度発電の計画が下回る断面が見受けられる状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、39 頁をご覧ください。1 つ目のところは先程申し上げましたとおり、このまま冬季を迎えるとひっ迫となる恐れが否定できないと考えております。ただ一方で直ちにだからといって電源入札の仕組みを実施いたしますと、本来ですと市場等を通して適切に確保すべき供給力がある中で、そこに対して必要以上にコストをかけて供給力調達するというのも考えられますので、そういった合理性を欠くようなことを避けるべく、まず我々としましては申し上げましたとおり電源の補修停止の調整、こういったことを事業者に働きかけることによって、供給力の期待できる供給力というものの積み増しがないかを確認していきたいと思っております。また今回の結果というものを公表していくことによって、本当の需給ひっ迫を経験した小売及び発電事業者に対しても冬の準備が十分になされているのかどうかということをお聞きしつつ、供給力確保の適切な対応というものを求めていきたいと思っております。このようなことから引き続きこういった事業者との調整を継続していきながら、今回、4 月を目途に調整力及び需給バランス委員会において電源入札というものを本格的に検討するかどうかの判断を 4 月目途に行っていきたい所存でございます。以上ここまでがバランスに関するところのご説明でございます。

以降は電源構成等に関する分析をご紹介させていただきたいと思っております。まず 42 頁をご覧ください。42 頁は kWh に関する電源構成の分析でございます。今回供給計画におきましては 2030 年度のバランスが見えることからエネルギーミックスの電源構成を比較しております。この比較において、右側のグラフがエネルギーミックスにおける電源構成、左側が供給計画における電源構成で、両者において乖離が生じていることが見受けられました。供給計画は事業者の計画の合算値でございますので、今後、更なる政策的取り組みであるとか、事業環境の変化等を踏まえて事業者が計画を見直すことでエネ

ルギーミックスの達成に繋げていくことが重要かと考えております。また、43 頁はそれを kW で見たものでございますので今回は詳細のご説明は割愛させていただきます。

44 頁、これは火力電源の向こう 10 年間の新增設・休廃止の推移でございます、上が新增設分、下が休廃止分、その差分が折れ線グラフでございますが、やはり手前 3 年間はですね供給力的には厳しい状態が続くのではないかというふうに見ているということでございます。

続きまして 46 頁、これは送配電設備に関するところでございます。ここに関しましては、昨年度と大きく状況はあまり変わっておりませんので簡単にご紹介だけさせていただきますと思いますが、冒頭申し上げましたとおり、やはり高経年化設備というものの増加がございますので我々申しました高経年化ガイドラインというものを策定いたしまして、設備のリスク量というものを定量的に評価して適切に設備更新がなされていくように取り組みを継続してまいりたいと思っております。

以降はデータとして付けておりますが、例えば 50 頁ですとバランスを組むにあたって、エリアの棒グラフが高いことをエリアの外から供給力を調達している傾向にあるというグラフでございます。また、52 頁ですと例えば各エリアで見た時の事業者の、小売事業者の数でございますがこれも前年に比べて増加しているところ、53 頁は電気事業者の特性ということで発電事業者、太陽光発電事業者の増加というものがやはり見てとれるということ、54 頁が、これは小売りの小売事業者のポートフォリオを見た時に、むこう 10 年間で赤い部分が相対なので確保済みの供給力で、点線のところが先程申しました未確保分でございます。これが先々見ると減っている傾向が見受けられる訳でございますが、こういった点はこれから容量市場とかも通じて供給力確保がなされていくことを考えますと、電源の休廃止動向には注視する必要があるかと思っておりますが、事業者の適切な供給力確保というものを期待しつつこういった情報も出してまいりたいというふうを考えてございます。これはご紹介でございます。

以上、最後に今回の取りまとめを通して我々として課題として抽出した 3 点をご紹介させていただきます。56 頁がその 1 点でございます。2030 年度エネルギーミックス達成に向けた対策ということでございます。先程申しましたとおり供給計画における合算の状況とエネルギーミックスでは乖離が生じていることから政策的取り組みであるとかを踏まえて事業者が計画を見直すことに期待しエネルギーベストミックスを達成に期待したいところでございます。57 頁が kW に関する不足の懸念ということで、先程申しました予備率が低い断面というものが見受けられます。こういったところの原因としましては一つの要因といたしましては、補修停止が計上されていることが要因としてございますが、こういったところに関しまして、まず発電事業者や小売事業者に対して働きかけをおこなっていきたくて考えております。また、同時に大規模な発電事業者に対しては補修停止というものを慎重に判断いただくようなことを働きかけていきたいと考えてございます。最後 58 頁でございます。3 点目 kWh のバランスに関してというこ

とで、これも先程ご説明いたしました但冬の高需要期に向けては秋以降しっかりと kWh バランスを評価していくことで評価及びモニタリングを行っていくことで小売事業者とか発電事業者の供給力のポートフォリオが適切に確保され備えて冬に向けて望めるという形に繋げていきたいというふうを考えているところでございます。ご説明は以上でございますが、今回このような趣旨というものを成分化したものを供給計画提出の段階で国に提出することを考えておりますので、今回この内容についてご審議いただきまして文案については事務局に一任していただく方向でご議論いただきたく存じます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○野間口議長

それでは評議員の皆様方からのご意見・ご質問をお願いします。ご発言の際はお名前をお名乗りしていただき、発言をお願いします。

○村上評議員

村上です。

○野間口議長

はい、村上評議員どうぞ。

○村上評議員

声が割れているみたいなのですがご質問させていただきます。今、世の中が事業者には多少、危機的な状況にあるかということをお訴えしようという趣旨は理解出来るのですが、前提として広域機関の権限として、例えばならば、しかるべき広域機関に対してそういう問題があるのだなとことで意見具申みたいなのが出来るとか、若しくは事業者等に対して勧告みたいな法律上の権限というのは何かあるのでしょうか。それともあまり供給計画を出した時にそういう意見具申とか勧告を行うとか、そういう法律的な権限は無いという理解でよろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。村上評議員のご意見に関連するようなご意見の方ありますでしょうか。

○牛窪評議員

みずほの牛窪ですけど、よろしいですか。

○野間口議長

はい、どうぞ。

○牛窪評議員

私も、3 頁目ですかね。事業説明みたいな最初ご説明がありましたけれども、何処までが広域機関がやるべき義務があつて何処までがレコメンデーションですかね、示唆を出すと言うか、何処までやらなくてはならない、今の村上評議員と一緒になんですけれども、警告を發して何処までやる権限があるのか、その辺ははっきり教えて頂いた方が、後々議論がシャープになると思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○野間口議長

はい、只今の村上評議員、牛窪評議員のご意見・ご質問は非常に広域機関の活動の基本に関わることと思いますので、ここで広域機関の方から答えて頂きましょうか。

●寺島理事

ご質問頂きましてありがとうございます。広域機関の寺島でございます。今のお話について、とりわけ供給計画の取りまとめに伴う問題として、どういう形になっているのかについてお話をさせていただきます。供給計画の取りまとめについては、本機関の業務規程、送配電等業務指針の中では、供給計画の取りまとめの中で非常に厳しい状況になっているのであれば、それはどういう状況なのか事業者に情報提供を求めるとか、協力を求めるということの仕組みになっております。その上で、取りまとめの結果について非常に状況が厳しくて改善の必要があることであれば、改善に向けて広域機関はしっかり取り組みなさい、関係事業者も協力しなさい、というようになっております。ですので、まさに今ここでご説明したような改善に向けて努力を正にやっている所でございます。更に改善に向けて一生懸命努力しても、更に改善が困難な状況であれば、困難であることも添えて供給計画の意見として経産大臣に提出しなさいとなっています。ただ、その上で村上評議員もおっしゃっている権限という形になってまいりますと、例えば発電所を造れとか、需要を止めろとかという権限までは、広域機関には供給計画の中ではありません。法律上の立て付けだけ申せば、先ほどの広域機関からの意見を踏まえて、経産大臣として命令などを出すか、出さないかということとなり、それが法律上の立て付けでございます。

いずれにしてもこういう状況ですので、広域機関としては、とにかく今は、事業者の協力を得ながら改善に向けての努力を一生懸命やっているということ、そういう状況ですので、その結果も踏まえて国にはしっかり報告し、対外的にも説明責任を全うしていかなければならないと考えております。

○野間口議長

そういうことであります。他の評議員の方もよろしいでしょうか。

○伊藤評議員

質問よろしいでしょうか。伊藤です。

○野間口議長

はい、伊藤評議員。

○伊藤評議員

なんとなく分かることは分かったのですが、イメージがです。広域機関は何処にボールが来るか分からないけど全てのボールを取らなければならない、ゴールキーパーのイメージがずっと湧いてきたのですが、何でしょう、だけど権限が限られているわけですね。その辺はどうなのですか。

●寺島理事

ありがとうございます。伊藤評議員のおっしゃるゴールキーパーということば、自分で言うのも何ですが、あちこちからボールが飛んできてはそれを取らなければだめだということについてですが、とりわけ今回のケースでは、正直言ってそういう気持ちをもっております。ただ、途中の資料の中にもありましたけれども、権限というところまではいかないのですが、いよいよ駄目であれば、例えば公的資金を投入して「電源入札する」という仕組みもあります。これは、最終的な話になりますと、国との相談になりますが、広域機関としてでき得る札がもう何も持っていない、ということではないと思っています。ただ、札を切ると言う時に至っては、やるだけのことはやったのかと、広域機関としても問われるますので、その前にやるべきことは今やっているということでご理解頂ければと思っております。

○伊藤評議員

ありがとうございます。

○野間口議長

はい、よろしいでしょうか。良いやりとりかと思えます。広域機関のミッションがよく分かったような気がします。他に意見ありませんでしょうか。

○山内評議員

すみません。山内ですけれどもよろしいでしょうか。

○野間口議長

山内評議員。はい、どうぞ。

○山内評議員

ありがとうございます。今日の、今のご説明の中で供給計画の所が一様に気になったのですけれども57頁に取りまとめがあって、色々調べていただいて補修停止計画等について、これを慎重にすべきだったと、慎重に計画すべきだったとあったのですけれども、おそらく今回の需給のひっ迫問題というのはエネ庁の方でも、例えば色々情報を出し方ですとか、色々な形の対応策を考えていて、それと同時にここで言われているのが供給計画の中でこういうことがあったと思うのですけれども、さっきの権限とそれから取りまとめを考えると私の、何ていうか感覚というか、まさに感覚でしかないのですけれども需給をマーケットでいかに調整していくかということについていうと、供給側の情報っていうのですか、それを広域電力側がきちっと収集して、それで供給の確かさっていうのかそれをちゃんとマーケットに伝えていくことが非常に重要であって、ここで書かれている補修停止の問題等についてはですね、私の感覚でいうと当然広域機関側が情報を収集して、供給全体を取りまとめの中に組み込むべきだと思う。その意味では逆にいうと、この計画というのが今回の場合はかなり聞いてきたというお話なのですが、発電側から広域側にもたらされる障害っていうのかな、何が原因でこういうところに情報がこないのか、或いはそうですね何が原因で来ないのか、その辺のことについてちょっと知りたいのですがいかがですかね。

○野間口議長

はい、寺島理事が一番いいと思いますが。

●寺島理事

山内評議員のご質問ですが、何が原因なのかについて非常に難しいところではあるのですが、その点は、例えばですが、この2022年2月に着目してみてもですが、発電事業者としては、Aという事業者も、Bという事業者も、Cという発電事業者もいて、それぞれが自分の計画で補修停止を考えたら、Aという事業者はたまたま2月に入れてしまった。事業者BもCもたまたま色々な事情で2月に入れてしまった。集計したのは、実は3月1日でございますので、それを取りまとめて日本全体でどうなっているのかというのを取りまとめて、こんなに2022年2月にみんな集中しているのか気が付くという面もあります。そういう仕組みがおかしいのではないかという面もあり、そこについては今回の経験をまた踏まえて考えて行かなくてはいけないことは多々あるかと思っています。

○山内評議員

よろしいですか、まさに今その仕組みのことが問題ではないかと思っていて、例えば、以前のように垂直統合型の一社の電力会社であれば、その電力会社の中でそういったことについて情報がもたらされてですね、そして、その供給に対して需給はこうだと恐らくその対応があったと思うのですけれども、今広域機関になって広域機関融通という形を取りながら運用していこうということであると、かつては一社の中で、垂直統合型でやっていたそういった意思決定というのが情報のやり取りみたいなものを電力側で持たないといけない、広域機関の方で持たないといけないことと思うのですね。ですからそういった権限というのか仕組みというのか制度というのか、すごく重要ではないかと私は思いますけれども。

●寺島理事

ご意見、ありがとうございます。

○野間口議長

そうですね。まさにおっしゃるとおりですね。個別最適電力、元の電力さんごとのそれを全国で足し算してみたらこういうことが起こっているということで、広域機関が今度は全体サイクルとしてどう調整能力を発揮するかと指導出来るかというところが広域機関として期待されるところでございます。山内評議員がおっしゃったように今まさに広域機関に期待される本質的なところが浮き彫りになっていると思う。それに対して広域機関としてこういうことをやっていきますよということだと思います。

○柳川評議員

議長よろしいでしょうか。

○野間口議長

柳川評議員の後にお願いします。はい、どうぞ。

○柳川評議員

すみません。議長と山内先生のおっしゃったとおりかと思っておりますので、やはり今までにはあまり必要と思われてこなかったような、保守点検・停止の事情とかですね、それから kWh の中での需給のバランスの在り方、こういう情報をしっかり取る必要があるのだということが、今回のことでよく分かったということで機関としてはそこをしっかりと行ってくと、少しいえば今までにそういうことをしっかりとやる必要があったという多少の反省も踏まえて、これからどうやって行くべきかしっかりと宣言する・伝えていくことが大事だろうと思います。ただ、その上でそれがしっかりと出来たとしても本

質的な問題が解消するかというと、どれだけ供給力をかき集めてきても、本質的に需要が高まってしまえば、その余力が無くなるっていう部分があって、それをこの供給をうまく調整するだけで解消できるかということ、中々出来ない部分はあるさうだと、そこに潜在的なリスクがあってというところも、本質的にはこれからの課題だということも分かってきたのだと思いますので、その辺り広域機関の方で複合して出来ることと、それを超えて見えてきた課題だとかリスクだとかという物をしっかり提示をする、それがおっしゃっていたようなエネ庁の方に意見具申するというお話だったと思うのですけれども、この二つを分けてしっかり出していただくことが重要かというふうに思います。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。寺島理事。

●寺島理事

はい、今、お三方の評議員からお話いただいたことが正にそのとおりかと思っております。今この時点でこの現象に直面している広域機関としては、出来ることということでの改善対策をしているところですが、一方で、一言だけご説明しますと2024年度の供給力からは容量市場という仕組みで供給力を確保されていくことになります。容量市場の仕組みの中では、補修停止調整が一部の期間に偏るようなことがあれば、発電事業者には、その期間は避けなくてはならないというインセンティブというか、避けることによってペナルティを回避する仕組みもあり、2024年度からはその仕組みを導入してしっかりとやろうと準備はしております。ただ、今回は、その容量市場が対象とする年度の前から、この補修停止調整が難しくなっているという現象が顕在化してきましたので、今回はとにかくこの問題解決に傾注してまいります。今後2022年度、2023年度どうするのかということについては、あらためて、また皆様のご意見を伺いながら検討していかなければならないと考えております。

○野間口議長

はい、他の評議員

○秋池評議員

秋池です。よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、どうぞ。

○秋池評議員

ありがとうございます。2点ございまして1つ目は今までのお話に関わる所なのですが、けれども責任と権限の問題です。この責任と権限は公的機関同士という場合もでございます。それから事業者との間というものもあろうかと思っています。いずれ容量市場で解消されていくとは言うものの、今回とはまた違う課題が出てくるときがあったときに、それをどう指摘し実行してもらうのかということが先程の議論ですが、例えば、今回のように2月に補修が集中していた、それは各電力がそれぞれに一番いい時期を選んでやった、もしかしたら取引業者さんとも約束をしていて一番安いタイミングで出来るようになっていたものが、その時期を少し調整してくださいと言ったことで原価が増えてしまったというようなことがあった時に、それはどういうふうに、追加的な負担を認めるのか、認めるっていうのは、それは改修することを認めるのかどうするのか、そういう類のこともおこってくるのかと思います。こういったことも含めてやはりどこまでが指示でありどこまでがアドバイスなのか、そういったことも今後整理していけるとよろしいのかと思いました。金額が大きくなるものだと深刻になる可能性があるのだらうと思いました。

それからもう一つですが8頁に高経年化設備のことを書いていた、8頁だと思いますが、こちらは大変力を入れた取り組みだと承ってまして、とても良いことだと思います。ここで2点ございます。一つは高経年化設備が非常に日本は多くなっているのだということは、やはり広域機関などからも国民に発信していただくというふうにも思っておりまして、例えば首都高は前回のオリンピックの時に造ったものですよというのは皆が知っているから首都高が補修にしていくことに対して国民から多少不便だったり料金がということでも、受容度が上がったりするわけです。しかし電力会社が一生懸命これを主張しても自分の為と言っているとしか思われませんので、この辺り広域機関からの広報もあるとよろしいのかと思いました。それからもう1つは今回作られた計量する仕組み、計画を更新する仕組みについてなのですけれども、イギリスが先行事例かと思うのですが、かなり時間をかけて細やかに作って数値化させてきていると聞いてしております。1、2年とかそんな時間ではなく3年超の時間をかけて作ってきていると思うのですね。日本では来年度試行するという事になるとは思いますが、そこにでてきた答えと実際の痛みみたいなものが本当にリンクするのかどうかは、丁寧に見ないとそれがまた停電に繋がるようなことがあってもいけないと思っています。必要な保全数を担保されながら、しかもそれが効率的になされるのにはどうしたらいいのかというふうなことについて、定量ベースの機械的な適用だけではなくて、最初のうちはある程度、定性的な評価もあわせながら柔軟に運用して、最終的にはより良い仕組み、アルゴリズムというか計算の仕組みになっていくとよろしいのかというふうにも思いました。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。大変良い指摘だと思いますが広域機関の方から。

●寺島理事

秋池評議員からはご意見が2点あったかと思えます。

大きく1点目についてですが、確かにご指摘のとおり事業者はどうしても2月に補修した方が経済的だという思いもあり、その時期へ入れてきたのだという、2月を避けるような協力を頼んでも容易に出来ないのではないかと、そういうところでは、権限も無くて出来るのかという点では、所はそのような視点もあるかと思えます。ただ、事業者自身も2月にこんなに皆が一緒になっていることを、自分の計画を出している時点では承知していないのです。ですから今回の集計結果を見た時にどう考えるかということがポイントかと思えます。電気を発電するという発電事業者の生業としては、需要家が必要としているのであれば、多少なりとも時期をずらすことで追加のコストが発生しても、それをその時期に供給したことでの益が得られるのであれば、そこは調整する価値はあるのではないかという事業者の適正は行動計画を期待したいと思えますし、また、こういう状況であるということに対して調達先を未定のままにしている小売電気事業者に対しても、「よくよく考えて下さい。このままでずっと未定で良いのですか」ということも訴えれば、小売事業者の側も、それでは早めに調達をしようという行動計画の変更にも繋がりますので、そういうことをまず促すこと、私共より事業者の側に働きかけることで、事業者の経済合理的な行動として補修停止をずらせるような余地があるのではないかと、その方向にまだまだ力を注いで行きたいと考えているという意味でございます。

2点目の高経年設備の老朽化については、秋池評議員のご指摘のとおり高速道路とも同様に、電力の送変電設備も同じ問題がございます、この件については色々な試行錯誤の中で、実際の設備の劣化の問題としての様々な差異などがありますので、そのようなものを確認しながら丁寧に対応してまいりたいと思えます。その意味では秋池評議員からしっかり頑張るようにとエールを送っていただいたと思ひまして、ありがとうございます。しっかりと頑張りたいと思ひます。

○秋池評議員

ありがとうございます。

○野間口議長

ありがとうございます。大変良いやり取りでしたね。他にご意見ございませんでしょうか。

○山地評議員

山地ですけれども、よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、山地評議員どうぞ。

○山地評議員

さっきの来年2月の予備率を含めて、適正予備力を含めた供給力不足の件は、確かに今、皆様のご議論されているとおりに思います。ただ4月までに補修計画の見直しとか、或いは長期停止計画の見直しの結果を見てということでもいいのだと思って、私は特にそのことについて発言するつもりはなかったです。ただ、3月になって広域機関にとっても初めて分かったというのは、やはりタイミング上には問題かと思うので、先程からおっしゃっているように地域の電力会社・電源発電会社は、その地域のことでも不足しても融通できている可能性が高いので、全体を見ている広域機関が補修計画を全国的に見るとどうなっているのか情報を早めに出した方がいい。ただし、私が手を挙げたのはそのことは少し違う所で、今回の供給計画についてです。10年計画ですから2030年のKWhのミックスが出るわけですね。42枚目のスライドですけど、やはりですね今エネルギーミックス見直しの議論をしている最中で、現状の第5次エネルギー基本計画或いは第4次も同じだけれども2030年ミックスとも全然違う姿が出ている、これらは各事業者の今の計画を積み上げればこうだという訳ですけれども、これだけ皆さん2030年に関心があるときにこのデータがでたときにマスコミから見ると事業者はとも2030年のエネルギーミックスでも達成できないと思っている。再エネも少ないと思うし、原子力は全く少ないですね。この部分を56枚目のスライドでまとめて少し書いてありますよね。2030年度のエネルギーミックスの発生、このままだと困難だから例えば規制的な処置や誘導的処理などの、適切な実施など各電源の置かれた環境においた取り組みをする。これはある意味当たり前なんだけれども、もう少し言い方は無いのかなと思いました。ただお前はこういった方がいいのか言われると確かに迷いますが、ただむしろ供給計画10年先までありますけれどもその性格をどういうものかと改めて言った方がいいのではないかと。このデータを公開されると私、色々議論が起こるのではないかと考えているので少し心配しているということです。

○大石評議員

すみません。山地評議員のお話と関連したことなので発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○野間口議長

はい。

○大石評議員

ありがとうございます。今、山地評議員がおっしゃられた2点について、私も発言しようと思っておりました。まず、1点目、先程の補修計画のところですが、やはり今の時点で分かったこの事実は、大変重要なことで、しっかり伝えるべきと思っております。今年の冬、需給のひっ迫がありましたけれど、容量市場の始まる2024年を待たずに、また同じようなことが起こる可能性があり、出来るだけ避けるために今何が出来るかということを経済全体で考える必要があると思っております。広域機関の権利とか権限とかということではなく、やはり事実は事実として今のこのままの状態では来年の2月にも同じようなことが起こる可能性がある、という事実をまず国には伝えることが必要ではないかと考えております。そのあと、エネ庁が発電や小売事業者等に対してどのような働きかけをするか、ということではあるのですが、速やかに伝え現状を認識してもらい必要はあると思っております。それからエネ庁を通じてということになるのですが需要家である国民にも知らせる必要があるのではとないかと思っております。どこまでの情報を出すのかは難しいですが、情報として知らせることは広域機関の大きな努めであるのではないかというふうに思いましたので一つ発言させていただきました。

それから2点目ですが、56頁のエネルギーミックスに関する意見です。山地評議員が議長をされております再エネ大量導入小委で色々とヒヤリングをさせていただいておりますが、本当にここに記載してあるとおりでして、このまま積み上げてだけでいけば当然2030年エネルギーミックスに到達しないというのが分かっているわけです。山地評議員はこれを出されては困るとおっしゃられたように聞こえましたが、私は逆にこういう事実を早く知らせ、だからこそ、国としては速やかな政策提言、なにか対応策を講じることが必要だということを理解いただけるように、広域機関から国民も含めた社会に、広く出していただく必要があるのではないかと、思っております。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございました。

○山地評議員

すいません。私は42頁目の長期計画の2030年エネルギーミックスを出さない方がいいとは全然思っておりません。ただ56枚目のスライドのコメントのところの書き方を少し工夫があっても良いのかなということです。

○牛窪評議員

みずほの牛窪ですけれども、まさに山地評議員のおっしゃったとおりだと思います。42 頁ですかね、分かっていたけれどもやはりこうだったのかというのが正直なところかと思っていますけれども、とりわけ 2050 年ニュートラル一般的には 50 年と言っているけど 30 年の時点が勝負だといわれ、昨日の報道にも出ていましたけれども、4 月に気候変動サミットですかね、11 月に COP がある、大きな気候変動祭りがある年の中で、これをだすに際してどういうメッセージを込めてやるのか。こういうことだからこういうこととあわせてださないと、分かってはいたけれども衝撃的な数字です。以上です。

○村上評議員

村上ですがよろしいでしょうか。私の最終質問もそこに尽きるのですが、結局エネルギーミックスについては、事実は事実として淡々と書く、若しくはなにか意見具申みたいなものを言える権限があって、かき回しをするということに尽きるとしております。

○野間口議長

これをどういうふうなまとめをするかの問題ですが、広域機関から各評議員の発言について。

●寺島理事

何人かの委員の方からのご意見については、2 種類あったかと思えます。

一つ目ですが、最初に大石評議員のおっしゃった点ですが、今回、いわゆる需給状況が厳しくなって需給バランスについての事実をしっかり発信することが重要とのご指摘はごもつともと思ひ、しっかり受け止めなくてはならないと思っております。繰り返すにはなりますが、まず今できる対策を一生懸命やっておりますので、その対策の結果によっては、次に、何をどうすればいいのかについては、その結果如何によってはまた変わるかと思っておりますので、その辺を情報発信と併せてしっかり取り込むことだと思っております。

続きまして 42 スライド目のベストミックス、今回の供給計画がちょうど 10 年目になったものですから、供給計画の同じ年の集計データが出てまいりましたので、こういう形で比較して公表しようと思ったところです。これについては、評議員の皆さんからも、予想はできたけど衝撃的だったというご意見も頂きましたが、広域機関といたしましては、やはり、事業者が足元から供給力として見込んでいるものを積み上げていけば、結果として 2030 年はこういうふうになりますと、やはり取りまとめをした者としては、まずは、数値を公表していくということからまず始めていかなくてはならないと思っております。一つ重要なことはご理解頂けたのかなと思っております。一つ重要なことは、供給計画

というものと、エネルギーベストミックスが元々性質の異なるものではないかということについては、確におっしゃるとおりの面もあるかとは思いますが。供給計画の場合は、安定的に見込める電源をしっかりと見込んで自らの需要に対して全うする計画を出しなさいということが大前提でございますので、その前提で足元から事業者が自分の所有する発電アセットから引っ張っていくという結果でございます。一方で、ベストミックスの達成に向けては、事業者も様々な自主的な取り組みをしていると我々も聞いていますが、このままの傾向で、供給計画がずっと続いていった時には、「あと3年後が2030年になる時期」もでございますので、そうなったときも大きな乖離があると、「目標に対して事業者の取り組みがどうなっていたのだ」ということにもなりますので、作成方法や作成の趣旨などが異なるものではありますが、あえてここで今回こういう形でお示しさせていただくべく、記載したものです。最後の「課題」の文書につきましては、今まさに、色々と調整しているところですので、趣旨としてこういう内容を記載することにご理解頂ければ、今日のご意見も踏まえて表現の方は色々考えさせていただければと思っております。

○野間口議長

議長といたしましてもおっしゃるとおりだと思います。42頁これは今把握している事実ですから、やはりより多くの人に認識してもらおうというのは必要じゃないかと思えます。他にご意見ありませんでしょうか。はい、竹川評議員ですね。どうぞ。

○竹川評議員

ありがとうございます。今のエネルギーミックスですが、この数字を出すことは意味があることだと思います。現実を見てもらってそこから国民が考えるという意味でも材料として提供されるというのは意味があると思います。56頁ですがこちらエネルギーミックスの現状の見直しの議論をされていますけれども、現状のエネルギーミックスの達成に向けては～とありますが、これをめぐる環境が大きく変わってしまっているのも、原発の再稼働が進まないというのは別にして、カーボンニュートラルの話が入ってきたので、この書き方に若干の違和感があるなと思いました。以上です。

○野間口議長

はい、分かりました。

○山地評議員

山地ですけれどもちょっとだけ。私は、供給計画10年の供給計画は何かということ、丁寧に説明した方がいいと思います。政策に関わる必要はあまりないと思います。例えば原子力発電所は今40年運転原則で、20年延長が認められるから60年です。規制

委員会がそれを認めない前の段階で、事業者が原子力発電所の60年運転を供給計画の中に入れることは出来ませんよ。だから原子力は減っているのだと、それだけではないですよ。再稼働が見込める、やりたいと思っても今の供給計画には入れられない事情はそういう意味では一番40年運転期限がはっきりしている所以说ったのですけれど、そういうことが加味されているのだと説明を丁寧にしたらどうかというのが私の意見です。

○野間口議長

それは、もつともですね。寺島理事どうですか。

●寺島理事

ご意見ありがとうございます。それは事実でございます。事業者が自主的に原子力はやりたくないと思っていることは全くない訳でございます。是非、再稼働したいと思っている事業者の努力も、ここは私共もしっかりと把握しているところでございます。ただ供給計画という性質上、こうなってしまう部分は山地評議員のおっしゃるとおりでございます。そこに対して何か補足で説明した方がいい、丁寧な説明が必要であるというご意見については、そのご主旨も踏まえて検討させていただければと思います。

○山地評議員

私は結構です。

○野間口議長

そうですね。それが一番いいと思います。他にございませんでしょうか。

○倉貫評議員

すみません、倉貫ですけれども。

○野間口議長

倉貫評議員。どうぞ。

○倉貫評議員

今のところで2030年のエネルギーミックスの電源構成と、供給計画が乖離することが広域機関の実務にどういう影響があるのでしょうか。何が問題になるのでしょうか。例えば送電線の整備だとか、そういった所に問題が出てくるということなのか。教えてください。

○野間口議長

はい、寺島理事。

●寺島理事

倉貫評議員からの「乖離があることで、広域機関の業務に何が問題であるのか」というご質問・ご指摘についてですが、この点については、丁寧にお答えする必要がある事柄かと思っております。私共、広域機関というものが、エネルギー基本計画なりエネルギーベストミックスを念頭に置きながら、もちろん送電線の整備の問題とか、系統設備の運用など、その他色々な業務に取り組んでいるところです。その点では、国の政策を踏まえて広域機関は業務を行っていることは確かですので、そのことから考えても、「乖離があっても構わない」というようなことは、少なくとも私は申し上げるつもりはございません。ただ、今、我々が日々、個別具体的にやっている業務のなかで、どこに、なにか問題あるのかといえば、主に、電力の安定供給の確保という広域機関の仕事でもありますので具体的に何か業務に支障があるかどうかではなく、単純に、乖離は基本的にはあっては良くないと思っております。国の政策実現を目指すという広域機関の生業からして、私の気持ちを込めてお返事させて頂きたいと思えます。

○倉貫評議員

ありがとうございます。かなり踏み込んでこういったことをご提出されているのだらうなと理解しております。

●寺島理事

はい、ありがとうございます。

○野間口議長

大変今日は、良い意見・ご提案・ご質問が出たように思うのですが、大体出るべきと言いますか発言・課題等は、ご発言いただいたように思うのですが、この辺で議決に入ってもいいかなと思うのですが、その前にもう一言ございませんでしょうか。

○伊藤評議員

すみません。一つだけ気になっていたことがあって、長引かせるつもりは無いのですが、私さっきゴールキーパーの話をしたのは、色んな方々の話を聞いてすごく理解ができて、広域機関の立場もすごく理解出来てはいて、寺島理事が答えたいけれども答えづらいところも何となく感じ取れている部分もあるのですが、送電網の整備とかエネルギーミックスが実現できたとしても内容が少し変わってきたとします。実現と言っても近づいた内容が少し近づいて変わってきた時に、あらゆる供給のシステムによって送電網

の整備とかが変わってくるはずなのですね。2030年ってそう遠くはないですけども、人が今足りない、前にもそういう話が出たと思うのですが、関わる人達の教育とか育てるプロセスというのがどれくらいの余力を持ってやっていらっしゃるのかなど、広域機関がやっている訳ではないのでしょうかけれども、一番心配なのは安定供給に絶対に人が必要になってくるので人の資源というのは、どこがどのくらいの余力で確保していくプランなのですか。

○野間口議長

やはり、これも広域機関として掴んでいる範囲でいいと思うのですが。

●寺島理事

はい、ありがとうございます。確かに色々なことを政策的な観点や、安定供給の観点も踏まえて色々なことを実現しようとしているときには、それに対してのリソースといえますか、そういう人財の観点が非常に必要だということについては、以前から伊藤評議員からご意見をいただいていると思います。とりわけ送電設備の整備に関わる作業員、特殊作業員・高所作業員については、事業者に対しても、なるべく送電整備の整備計画のボリューム感を早めに示すとか、更には何か一か所に一時期に集中するのではなく、なるべく平準化するとかそういう工夫を一生懸命発信することを心掛けております。また、工事に従事する方々の育成とマンパワーの調整についても、広域機関としても、各一般送配電事業者からのヒヤリングをとおして、どういう取り組みをしているのか、更に課題は何なのか、必要に応じて広域機関が手伝えることは無いのかと考えております。具体的な業務内容は一般送配電事業者の仕事ではありますけれども、広域機関としても、将来の計画も踏まえしっかりと発信していき、彼ら現場の声にも傾けて行かなくてはいけないと思っております。ご指摘ありがとうございます。今後とも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○野間口議長

はい、心強いと思います。基本的には一般送配電事業者が事業者たるためには人材育成、そういったものを含めてですね、きちっとやって取り組む上で提言していることだと思いますが、そこに問題が見られるときは広域機関にて色々と相談にのっていただくということじゃないかと思えます。それではよろしいでしょうか。

今日は皆さん大変多岐にわたる非常にポイント的なご指摘をいただきまして、これを踏まえて各評議員からのご意見も取り入れながら、最終的には広域機関にてまとめたいただく、広域機関から話がありましたので、そのようにさせていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

○評議員一同
異議なし。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。第1号議案は、現案どおりの議決といたします。本日の議案は以上となりますが、準備室の段階から長い間、広域機関を指導、率いてこられました金本理事長より最後にご挨拶を頂きたいと思います。

●金本理事長

2015年の4月1日広域機関が発足した日に、最初の評議員会を開催していただいて以来、6年間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして大変ありがとうございます。本日、ご審議をいただきました供給計画の課題につきましても、前回にご報告させていただきました今冬の需給ひっ迫につきましても。電力システム改革の進行に伴う過渡期の問題が顕在化していると私は思っております。山内評議員と柳川評議員からもご指摘があったように、一貫体制から多くの発電事業者・小売事業者の入り乱れて競争する仕組みに移行しております。この移行プロセスにおいては必要全体の需給を個々の事業者がよく理解をして戦略を決めていくという事が必要になります。それがまだ今の段階で3月末の段階ではできていないというところが問題かと思っております。こういうことが上手くいくような、必要な制度的手当てをする途上あるという事でございますので、こういったことに広域機関がしっかりと取り組んでいく必要がございます。私こういったタイミングでございますが3月末で退任になりました。また、電気事業者から構成されております広域機関に対して事業者等の電気事業者以外の皆さまからの視点からご意見をいただくというのは評議員会の役割でございます。この役割も益々重要になっていくと思います。今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しく願いいたします。以上、簡単ではございますがお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○野間口議長

金本理事長、本当にありがとうございました。広域機関がこういう風に立ち上がってきまして我が国の電力システム改革が軌道に乗りつつあるということは理事長の大変な指導力のおかげだと思っております。ありがとうございました。

●金本理事長

ありがとうございました。

○野間口議長

それでは、以上をもちまして、評議員会を閉会いたします。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 村上 政博

評議員 山地 憲治